

大阪市従業員労働組合との交渉の議事録

技能職員の勤務労働条件等について

環境施設組合事務局長以下、大阪市従業員労働組合執行委員長以下との本交渉

日時 平成28年11月24日(水)午後6時30分

場所 環境施設組合 会議室B

(環境施設組合)

それでは、10月12日に申し入れを受けました「2016年賃金改定要求並びに期末勤勉手当に関する申し入れ」について回答いたします。

当環境施設組合の勤務労働条件においては、これまでから申し上げていますとおり、大阪市に準拠した給与水準としていることから、平成28年度の給与改定等につきましても、大阪市に準じた対応としてまいりたいと考えているところであります。

大阪市につきましては、市人事委員会の勧告どおり、給与カット前の公民格差578円、0.15%に基づく給料表の改定を行うこととしており、当環境施設組合といたしましても大阪市に準拠し、578円、0.15%を基準とした給料表の引き上げを平成28年4月1日に遡及して実施することといたします。

具体の給料表については、別紙「給料表」のとおりとさせていただきます。

なお、これらに伴う差額支給は、12月16日の給与支給日といたします。

続きまして、期末勤勉手当についてですが、これについても大阪市に準拠し、再任用職員以外の職員につきましては、年間で0.1月分を引き上げて4.30月分に改定し、本年度については12月期の勤勉手当を0.1月分引き上げ、来年度以降は6月期及び12月期の勤勉手当を0.05月ずつ均等に引き上げいたします。

再任用職員についても、大阪市に準拠し、年間で0.05月分を引き上げ、先ほど同様、本年度の引き上げは12月期に行い、来年度以降は6月期及び12月期に均等に引き上げいたします。

以上、当環境施設組合としての回答とさせていただきます。なお、給与改定以外の要求項目については、引き続き協議し、合意に向けて誠実に対応してまいりますので、よろしく願いいたします。

(組合)

ただ今、環境施設組合から「2016年賃金改定および年末手当要求について、大阪市に準拠し、578円、0.15%を基準とした給料表の引き上げ改定を2016年4月1日に遡って実施し、差額支給は、12月16日の給与支給日とする」との回答が示された。

市従として、環境施設組合は大阪市とは別組織として独自の運営を行っていることから、暗に大阪市に準ずるのではなく、環境施設組合としての主体性や独自性を発揮すべきものとする。まずは、この点について環境施設組合の考えを示されたい。

次に、給与制度についてである。10月12日、申し入れの団体交渉の際にも申し上げたが、2012年度に実施された「給与制度改革」により、職務給の原則に基づく給料表体系が崩れている。こうした状況の下、市従組合員の労働意欲の向上にもつながらず、モチベーションの低下を招いていることから、組合員が「働きがい・やりがい」を持てるような総合的な人事・給与制度を確立するよう求めてきた。事実、最高号級に到達している多くの組合員が、昇給・昇格できない状況となっていることから、技能労務職給料表1級から2級への昇格条件を改善するなど、人事制度と給与制度は一体のものとして早急に確立すべきである。

あわせて、人事委員会勧告とは別で継続実施されている「給料月額削減措置」についても、直ちに中止すべきと繰り返し指摘してきた。これらの課題について、改めて環境施設組合の認識を示されたい。

(環境施設組合)

ただ今、委員長より数点に渡りご指摘を受けたところであります。

まず、給与改定についてでございますが、職員の勤務労働条件を大阪市に準拠している当環境施設組合としましては、大阪市と同様の給与改定を実施すべきものと判断したところであります。

次に、人事・給与制度についてでございますが、特に「技能労務職給料表1級から2級への昇格条件の改善」については、現状、最高号給に到達している職員の割合は高く、職員の働きがい・やりがいを向上させる観点からも、昇格制度については、今後の大阪市の動向を見据え、協議してまいりたいと考えております。

また、給料月額削減措置につきましても、売電収入等の歳入を差し引いた残り

を構成市が分担金として負担し、事業運営していることから、独自性や主体性を発揮することは困難であり、大阪市に準拠すべきだと考えております。

いずれにいたしましても、賃金改定要求につきましても、ただいまお答えした点を含め、そのほかの項目につきましても、引き続き真摯に交渉・協議を尽くしてまいりたいと考えており、後日あらためて回答させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

(組合)

ただ今、事務局長より、「職員の勤務労働条件を大阪市に準拠している当環境施設組合としては、同様に給与改定を実施すべきものと判断した」との考えが示されたところである。

市従として、「給料月額の減額措置」の終了や、技能労務職給料表1級から2級への昇格条件改善については、人事制度と給与制度は一体との認識のもと、これまでの交渉において、環境施設組合として検討するよう求めてきた。現時点において、これらの課題に対する回答が示されていないことから、2016年賃金確定要求の残る課題に関しては、引き続き交渉を行っていくこととするが、環境施設組合が大阪市とは別組織であることを踏まえ、今後、自主性と主体性を発揮し、あらゆる課題の解決に向けた対応を行うよう改めて求めておく。

その上で、市従として、本日示された、2016年賃金確定要求のうち、給与改定及び一時金に関わる事項については、大阪市と市労連における決着内容や、これまでの労使交渉経過を踏まえて、基本了解することとするが、残る課題の交渉・協議については、環境施設組合の誠意ある対応を求め、本日の団体交渉を終了する。